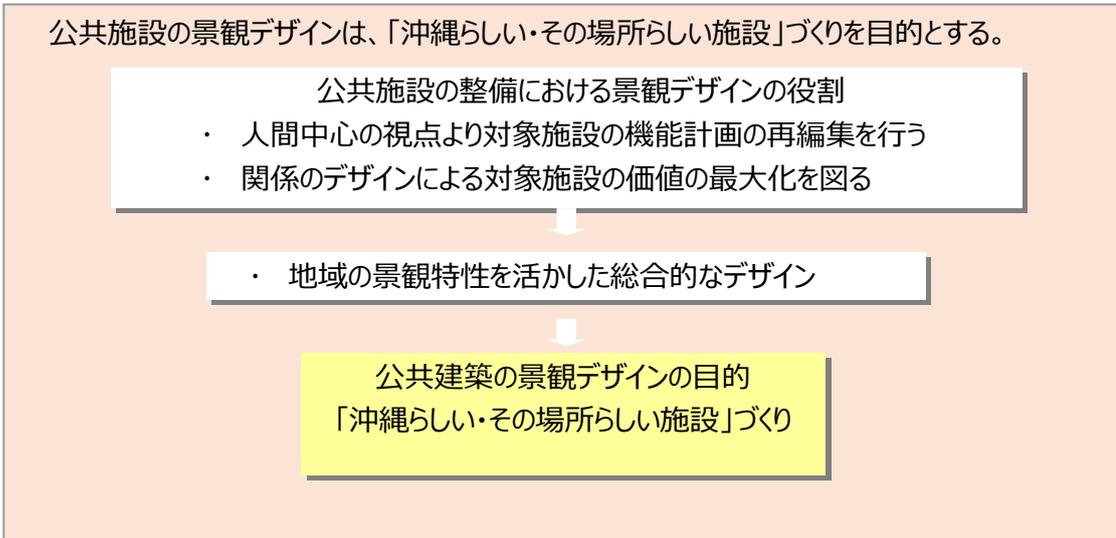


2. 3 公共建築の景観デザインの確認事項

(1) 公共建築の景観デザインの目的と主な検討事項

1) 公共建築の景観デザインの目的



沖縄らしい・その場所らしい施設づくり

公共建築物は、図書館、病院、学校、公営住宅など、施設の用途や規模が様々であり、また、個人が利用するものから、全県民が利用するものまで利用形態も多岐にわたっている。

いずれの場合においても、公共建築が地域の共有の財産であることから、「沖縄らしい・その場所らしい施設づくり」を先導する役割を担うことが求められる。

そのためには、幅広い年齢層の利用者が自由に使うことができるよう、安全・安心の施設づくり施設づくりを心がけるとともに、機能性だけでなく、敷地内における公共的空間の創出、緑化、建物の意匠、形態、色彩などについて、様々な視点場から検討し、地域の景観特性を活かした総合的なデザインを行う必要がある。

2) 公共建築の景観デザインの主な検討事項

デザインの実施にあたっては、公共建築の整備事業の各段階において、スケール軸と時間軸を意識した、「①沖縄らしさ・その場所らしさの演出」、「②境界部における連続性・一体性の確保」、「③内部空間と外部空間の快適性・利便性の確保」が主な検討事項となる。

景観デザインの2つの軸

スケール軸（地域・隣接地区・敷地内）

時間軸（過去・現在・未来）

景観デザインの主な検討

①沖縄らしさ・
その場所らしさの演出

②境界部における
連続性・一体性の確保

③内部空間と外部空間の
快適性・利便性の確保

① 沖縄らしさ・その場所らしさの演出

公共建築は地域の共有の財産であることから、地域景観形成においても「沖縄らしい・その場所らしい施設づくり」を先導することが重要であり、その施設づくりが周辺の施設づくりに良い影響を与えることが期待されている。

沖縄県は亜熱帯海洋性気候にある島嶼からなり、固有の文化と外来の文化が融合する歴史の中で、独自の風土景観が育まれてきた。この独自の風土景観は、自然環境や暮らし方、風景などの違いにより、北部・中部・南部など、その場所ごとで異なるものであるため、対象地域の「その場所らしさ」を把握し、今の建物や風景を残していくことが「沖縄らしさ」の創出につながる。

そのため、建物が立地する地域との関係性を重視して、建物の位置づけや目標像からアプローチし、総合的な視点から、沖縄らしさを演出し、地域の人々に愛され親しまれる施設づくりを行うことが重要である。

② 境界部における連続性・一体性の確保

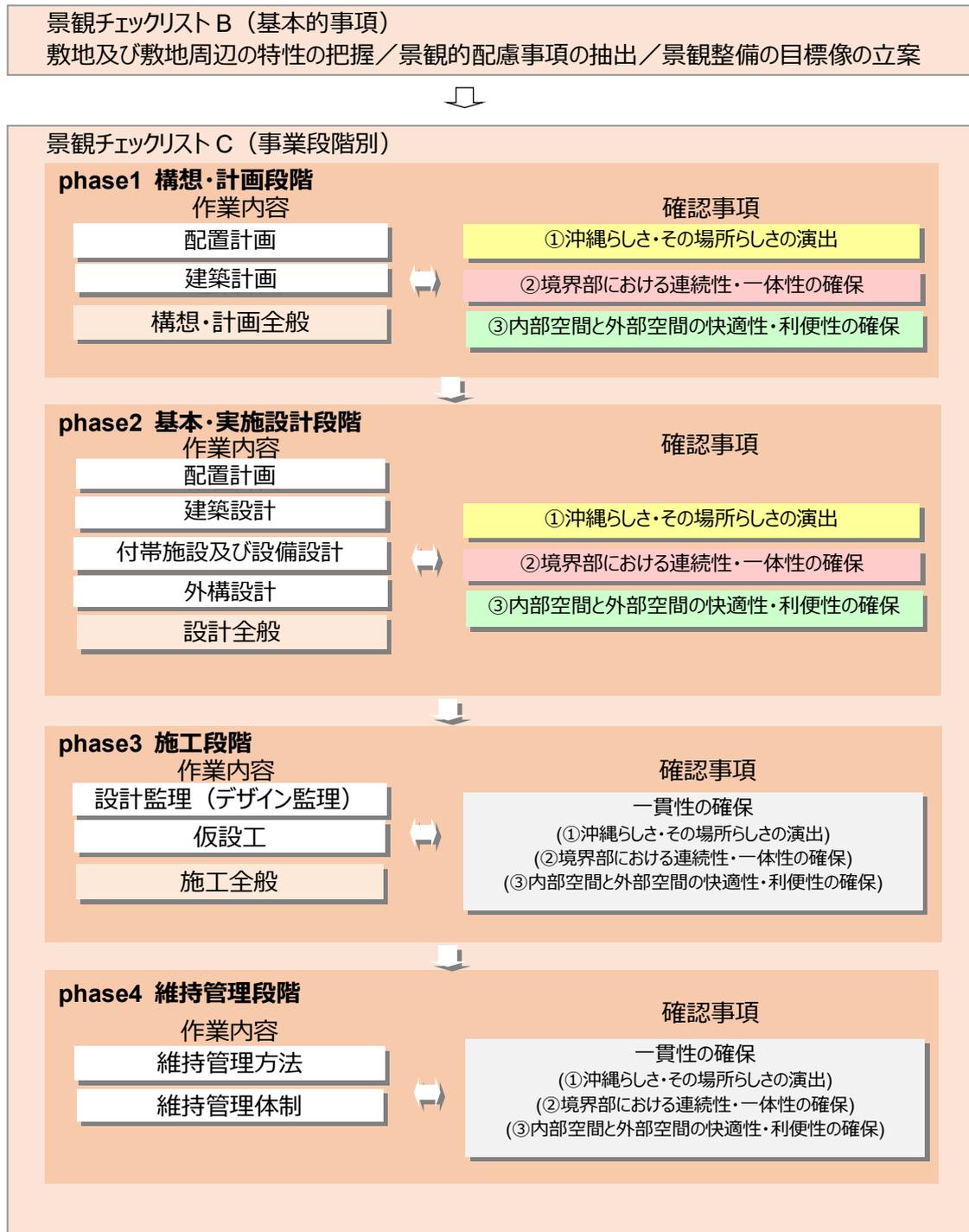
公共建築物の敷地に隣接する施設との連続性や一体性を確保することにより、公共建築物が街並みの保全・向上に寄与し、良好な地区景観の形成を図ることが重要である。また、建築物の景観形成だけでなく、建築物の外構や隣接地も一体的なものとして捉えた空間づくりを行うことが重要である。

③ 内部空間と外部空間の快適性・利便性の確保

敷地の内と外の関係だけでなく、敷地内における内部空間（建物内）と外部空間（外構）との関係に着目し、利用者が快適に心地よく利用できる空間づくり・風景づくりを行うことが重要である。なお、利用者に実際に使われるようにするためには、参加のデザインを実施することも有効である。

(2) 公共建築の景観デザインのフロー

公共建築の景観チェックリストC（事業段階別）は、公共建築事業の段階ごとに作成して、必要なプロセスを実施しているかを、発注者が確認するためのツールである。



(3) 景観チェックリストC (事業段階別)

対象事業の事業区分に該当する景観チェックリストC (事業段階別) を作成するのではなく、対象とする施設に該当する景観チェックリストC (事業段階別) を作成する。例えば、港湾事業であっても、公共建築が対象施設となる場合は、公共建築の景観チェックリストC (事業段階別) を作成する。

表の項目について、その有無 (結果) ではなく確認・配慮の仕方 (プロセス) について記入する。あわせて、確認した内容がわかる該当部分の資料を提出するとともに、表に該当するページ番号を記入する。また、確認体制がわかるページ番号と確認時期についても記入する。

①-1 構想・計画段階

確認欄：◎ 確認し配慮済 (地元市町村に確認済) ○ 確認し配慮済 (事業担当課で確認済)

△ 確認したが未配慮 × 未確認 — 対象外

	チェック項目	頁	確認欄	確認体制 確認時期
1) 配置計画	1. 立地の選定や敷地の確定にあたって、景観的な配慮を行ったか			
	2. 敷地周辺の土地利用や地形に配慮した配置計画になっているか			
	3. 敷地周辺からの見え方に配慮した配置計画になっているか			
	4. 敷地内外のアプローチの仕方に配慮した配置計画になっているか			
2) 建築計画	5. 街並みやスカイラインの保全に配慮した建築物の立面計画か			
	6. アメニティ形成に配慮した外構計画か			
3) 構想・計画 全般	7. 計画方針と景観デザインの目標像との整合性は図られているか			
	8. 建築物と接続道路等との一体整備や連携の進め方について検討したか			
	9. 基本設計に向けた景観デザイン検討結果のとりまとめ資料は作成したか			

※構想・計画段階を実施しない事業については、設計段階の初期段階で確認すること

基本設計段階

確認欄：◎ 確認し配慮済（地元市町村に確認済） ○ 確認し配慮済（事業担当課で確認済）

△ 確認したが未配慮 × 未確認 — 対象外

	チェック項目	頁	確認欄	確認体制 確認時期
5) 配置計画	1. 施設の見え方に配慮した配置計画になっているか			
6) 建築設計	2. 敷地周辺からの見え方に配慮した施設形状になっているか			
	3. 施設の屋根や壁面の形態は、施設の印象や周辺の景観に調和したものとなっているか			
	4. 施設の色彩・素材は、敷地周辺の景観との調和に配慮したものとなっているか			
	5. 実施設計段階における、施設の色彩（具体的な色彩）の決定方法（対象、時期、決定方法）について整理しているか			
7) 付帯施設 及び 設備設計	6. 設備や配管類（給水、雨水、汚水、電気など）は目立たないように検討したか			
	7. 車庫・倉庫・供給処理施設などの配置・形態は、敷地の利用や規模に配慮されているか			
	8. 電柱、電線類に対して景観的な配慮を行ったか			
8) 外構設計	9. 外構や敷地囲障（フェンス、塀など）に対し、景観的な配慮を行ったか			
	10. 駐車場に対して景観的な配慮を行ったか			
	11. 敷地の緑化は、植栽の持つ多様な機能に配慮したものとなっているか			
	12. サインやモニュメントなどは視認性や建築物との調和などに配慮したか			
9) 基本設計 全般	13. 基本設計の設計方針と景観デザインの目標像との整合性は図られているか			
	14. 全体としての景観は整っているか			
	15. 兼用工作物のデザイン（形状、素材、色彩）を確認しているか			
	16. 占有者に守らせるデザイン（形状、素材、色彩）を整理しているか			
	17. 実施設計に向けた景観デザイン検討結果のとりまとめ資料は作成したか i：基本設計方針（設計コンセプト） ii：実施設計に向けた施工にあたっての申し送り事項 iii：実施設計に向けた維持管理にあたっての申し送り事項			

実施設計段階

確認欄：◎ 確認し配慮済（地元市町村に確認済） ○ 確認し配慮済（事業担当課で確認済）

△ 確認したが未配慮 × 未確認 — 対象外

	チェック項目	頁	確認欄	確認体制 確認時期
10) 建築設計	1. 施設の色彩は、基本設計段階で整理した決定方法（対象、時期、確認方法）にしたがって検討しているか			
11) 付帯施設 及び 設備設計	2. 付帯施設・設備・配管類（給水、雨水、汚水、電気など）の配置、形状、色彩は、建築物に調和したものになっているか			
12) 外構設計	3. 整備コスト等の関係から、基本設計段階で整理していた外構設計から変更点がある場合、見直したか			
13) 実施設計 全般	4. 実施設計の設計方針と景観デザインの目標像との整合性は図られているか			
	5. 全体としての景観は整っているか			
	6. 兼用工作物のデザイン（形状、素材、色彩）を確認しているか			
	7. 占有者に守らせるデザイン（形状、素材、色彩）を整理しているか			
	8. 施工に向けた景観デザイン検討結果のとりまとめ資料は作成したか i : 実施設計方針（設計コンセプト） ii : 施工にあたっての申し送り事項 iii : 施工に向けた維持管理にあたっての申し送り事項			

※基本設計が実施されなかった場合は、基本設計段階のチェックリストを併用する。

施工段階

確認欄：◎ 確認し配慮済（地元市町村に確認済）○ 確認し配慮済（事業担当課で確認済）

△ 確認したが未配慮 × 未確認 — 対象外

	チェック項目	頁	確認欄	確認体制 確認時期
14) 設計監理	1. 設計段階で整理した「施工段階で決定する内容 と確認方法」について、具体的な確認時期につい て計画を立案したか			
	2. デザインの一貫性の保持に配慮したか			
	3. 部材のおさまりなどに配慮した施工か			
15) 仮設工	4. 周辺の地形や動植物の生息環境などに配慮した 仮設工の確保を行っているか			
	5. 周辺の歴史的建造物などに配慮した仮設工の確 保を行っているか			
	6. 竣工後の後利用に配慮しているか			
16) 施工全般	7. 施工方針と景観デザインの目標像との整合は図 られているか			
	8. 設計段階で作成した維持管理にあたっての申し 送り事項を修正したか			

維持管理段階

確認欄：◎ 確認し配慮済（地元市町村に確認済）○ 確認し配慮済（事業担当課で確認済）

△ 確認したが未配慮 × 未確認 — 対象外

	チェック項目	頁	確認欄	確認体制 確認時期
17) 維持管理 方法	1. 設計段階及び施工段階で作成した維持管理に あたっての申し送り事項を修正したか			
	2. 公共建築物の景観デザインの目標像を継承する ための維持管理計画を作成しているのか			
	3. 設計段階で整理した占用物のデザイン配慮事項 を確認して占用物許可を行っているか			
	4. 維持管理にあたっての申し送り事項を確認して維 持管理を行っているか			
18) 維持管理 体制	5. 官民協働の建物の景観維持管理体制が継続さ れているか			
	6. 事業評価や改善のために市民や学識経験者など との協力体制がとられているか			

災害復旧時

確認欄：◎ 確認し配慮済（地元市町村に確認済）○ 確認し配慮済（事業担当課で確認済）

△ 確認したが未配慮 × 未確認 — 対象外

	チェック項目	頁	確認欄	確認体制 確認時期
19) 災害復旧 全般	1. 景観デザインの目標像と維持管理にあたっての申 し送り事項を確認して災害復旧を行っているか			

(4) 構想・計画段階における確認事項

1) 配置計画における確認事項

○ 配置計画における景観的ポイント

公共建築と周辺環境との関係に大きな影響を与えるのが敷地や施設の配置計画であり、トータルな公共建築空間の質を確保するには、配置計画に景観的な配慮が求められる。配置計画では、敷地内の建築物が周辺の自然環境や街並みなどを決定することを強く意識しながら、総合的に検討することが求められる。

○ 配置計画における確認事項

1. 立地の選定や敷地の確定にあたって、景観的な配慮を行ったか

【解説】

公共建築物の立地や敷地、施設の規模の確定にあたっては、敷地周辺の空間的なゆとりや開放感の確保とともに、街並みや良好な自然景観の保全などに配慮が求められ、特に、周辺から見た際にスカイラインや海岸線などが保全できるように配慮することが必要である。

なお、団地建設や他部署案件においては、構想・計画段階で想定していた敷地規模が、用地買収時に減少し、容積率を変更できないまま、建物高さを高くせざるを得なくなる場合がある。そのため、スカイラインを保全すべき敷地の場合は、余裕を持って敷地規模を設定しておくことが必要である。

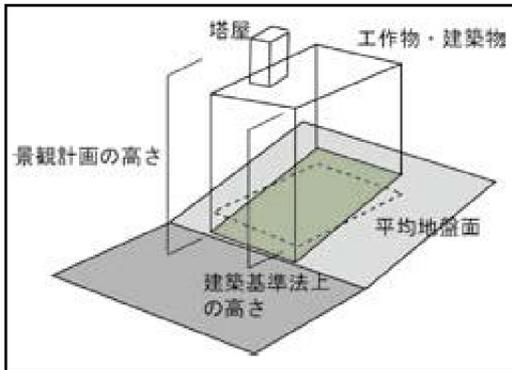


敷地にゆとりをもたせ、建築と緑が一体となった病院環境を形成

県立八重山病院（石垣市）

出典：* 3

参考 建築物の高さ



景観計画で高さを独自定義する場合の例

□ 建築物等の高さの算定□

・建築物等の高さは、景観の視点からすれば、一般的な建築基準法上の高さの定義ではなく、見え掛かりの姿の高さを用いることで適切な誘導ができる場合も多い。

※ 建築基準法による高さを採用した場合、塔屋や地下階が除外されてしまうため、受水槽が突出したり、斜面を利用して階数を大幅に増やす建築を許容することになりかねないという問題がある。一方、申請手続きと連動できる利点もある。

□ (規模)・高さの数値基準の設定例□

区分	高さの数値基準例 (定量基準例)	基準の考え方 (定性基準例)
森林・緑の稜線	◇稜線上の建物高さ10m以下 ◇同 2階建て以下 組合せ基準 (例示) ◇建物等高さは原則として10m以下とするが、周辺の風景と調和するように工夫された場合はこの限りでない。(原則・例外型にて表記)	◇山並みや稜線を遮らない ◇主要な視点場からの眺望を確保 
自然海岸	◇海岸線からの特定距離を示し、この範囲は高さ10m以下若しくは、建物階数を設定 組合せ基準 (例示) ◇建物等高さは原則として10m以下、又は自然海岸への眺望を遮らない。(定量、定性基準を並列)	◇海岸線や岬のラインを遮らない ◇海崖のスケールを乱さない ◇代表的な眺望点からの見晴らしを確保 

出典：*15

<p>世界遺産 周辺</p>	<p>(保全エリア、バッファゾーン) ◇ 世界遺産周辺から特定距離や範囲を示し、高さの数値基準を設定 (例：座喜味城跡周辺地域= 12 m以下) (関連する周辺部) ◇ 上記の周辺部では、建物高さを設定 (眺望、仰視景を保全)</p> <div data-bbox="384 506 932 609" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>組合せ基準 (例示) ◇ 建物等高さは原則として 10 m以下、又は世界遺産への眺望を遮らない。(定量、定性基準を並列)</p> </div>	<p>◇世界遺産等の視点場からの眺望を確保 ◇主要な視点場から仰ぎ見る世界遺産の風景を保全 ◇世界遺産からの眺望を乱さない高さに誘導</p> 
<p>市街地</p>	<p>◇都市計画法・建築基準法での高さとするか、特定の視点場からの眺望を考慮した高さの数値基準設定 ◇主要道路からの幅の領域を定め、この領域は高さの数値基準設定 (まちなみを揃えたい沿線) (郊外部) ◇都市計画法・建築基準法での規制高さとするか、特定の視点場からの眺望を考慮した高さ 13m 以下 (その他) ◇建物高さ 16m 以下</p>	<p>◇土地利用に沿った高さを誘導 ◇グスクなど主要な視点場を定めて眺望を確保</p> 
<p>農村</p>	<p>(既存集落) ◇低層住居地域と同様に建物高さ 10m 以下 (その他) ◇建物高さ 13m 又は 16m 以下 ◇3 階又は 5 階以下</p>	<p>◇既存集落 (周辺建物) を基準として調和を保つ ◇周辺の樹木などを基準とした高さ</p> 
<p>伝統集落・ 周辺部</p>	<p>(低層地域) ◇建物高さ 10m 以下、軒高 7m 以下 ◇2 階建て以下</p> <div data-bbox="384 1688 932 1792" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>組合せ基準 (例示) ◇ 建物等高さは原則として 10 m以下、又は周辺部分との調和に配慮する</p> </div>	<p>◇既存建物との調和 ◇敷地周辺の樹木高さ以内にとどめる ◇集落周辺からの見え方に (集落へのアプローチ部分、視点場) 配慮</p>

出典：* 1 5

2 敷地周辺の土地利用や地形に配慮した配置計画になっているか

【解説】

敷地および施設の配置計画に際しては、まず、敷地条件や周辺環境に関する情報を十分収集し、読み込んだうえで、敷地利用の方向性や建物配置などの検討を進める。また、周辺の自然環境との調和に配慮し、既存の地形を最大限生かした計画となるよう努める。具体的には、次のような配慮が考えられる。

- ・定められた敷地において建築物を配置する場合、周辺の土地利用や自然環境さらに前面道路等との調和に配慮した位置とする。
- ・敷地内の高低差のみだけでなく、周辺を含めた大きなランドフォームを把握し、配置計画を検討する。
- ・敷地改変を最小限に抑えるなどして、自然地形を活用し、地形の起伏等を活かした計画を検討する。
- ・敷地背後に自然植生域や海など優れた景観資源があった場合、隣接境界に空間を確保し、背後の景観資源へのビスタ（眺望）の確保を検討する。
- ・道路や隣地境界から建築物を後退させ、外構計画と合わせてオープンスペースを設けるなどして、ゆとりある空間を創出することを検討する
- ・敷地に隣接して公園などがある場合は、公園との連携を踏まえた建物配置計画を検討する。
- ・周辺の土地利用が決まっていない場合は、周辺の土地利用に対応できるようなバッファを設けることを検討する。
- ・道路と建築物、公園等の公共事業が合わせて実施される場合は、連続性や一体性に配慮し、より魅力ある空間を創出できるよう、事業者間で連携して検討を行う。



国立沖縄青少年交流の家
(渡嘉敷村) 出典：* 1 7

3. 敷地周辺からの見え方に配慮した配置計画になっているか

【解説】

公共建築物は、原則として周辺景観との調和に配慮し、地域に馴染むように計画する。計画地の景観の基盤となる敷地条件には、上位計画、関連法規等に加え、自然環境や歴史性・文化性など様々なものが考えられるが、これらを制限的な要因としてだけ捉えるのではなく、積極的に活用できる魅力的な要因を発掘するという視点で、前向きな関わり方をすることが重要である。

県マニュアルでは、公共建築の対象地を「市街地・まちなみ」、「郊外」「集落」「山地・丘陵地」「海岸」「歴史」の6つの環境タイプに分け、配置計画における周辺からの見え方に関する配慮事項を次のように定めている。（歴史タイプについては、特に記載はない）

市街地・まちなみ

近景や中景の中で施設を捉えた配慮が重要となる。つまり、近景での壁面の圧迫感の軽減や、隣接する建物や通りに並ぶ建物との関係から調和や景観上の役割等に配慮し、町並み全体としてのまとまりや空間の広がりや演出、シンボル性の発揮や見通し軸の形成に配慮した位置を検討する。

積極的に地域景観の形成をリードするために、密集市街地や再開発地区等で地区計画の策定された区域の核となる場所における公共建築物の整備のあり方は重要となる。

郊外

施設を遠景や中景として捉えたときの見え方を検討する。施設の位置は前面や背後の自然景観や田園景観とのつながり方を配慮した位置を検討する。

集落

集落内、隣接地区あるいは周辺地区など、集落の暮らしとつながりの深い地域家屋や屋敷林、集落道路や畑などで構成される農村集落の田園風景と密接に関係する地域道路から捉える近景からの見え方や集落全景が捉えられる場合の見え方に配慮した施設の配置を工夫する。

山地・丘陵

遠景からの施設の見え方に留意し、背景となる景観との調和や見通しの確保に努める。

海岸

海岸線や防風・防潮林等が形成する良好な海浜景観の保全・継承を図る。

海への眺望、海からの見え方、海との親水性を確保するなど、開放性のある空間づくりを図る。

4 敷地内外のアプローチの仕方に配慮した配置計画になっているか

【解説】

敷地及び施設の配置計画に際しては、周辺からの動線や敷地内のアプローチの仕方に配慮する。具体的には、次のような配慮が考えられる。

- ・ 外部空間からの視覚的な連続性に配慮した外部道路と敷地の接続方法や敷地出入口の配置を検討する。
- ・ 敷地内では、見通しを十分に確保し、施設間の移動経路がわかりやすい配置を検討する。
- ・ 近年は、単一目的ではなく多様な目的の施設を合築する複合型施設の計画が増加していることから、機能の重複や動線の交錯などが起こらないよう、細心の注意を払いながら配置計画を検討する。



伊江島のビスタ景観によりアプローチの中心軸を強調し、水族館、植物園などの主要施設を左右に配置している

ビスタ景観による中心軸の強調（本部町）

出典：* 1 8



伊江島を見せながら移動させるアプローチ（園路）を検討している
国営沖縄記念公園（海洋博公園）の園路（本部町）

出典：6

2) 建築計画における確認事項

○ 建築計画における景観的ポイント

公共建築の規模（ボリューム）やプロポーションは、周辺の空間や街並みとの連続性などに影響を与える。建築計画では、敷地周辺の空間規模や街並みとのバランスを強く意識しながら、総合的に検討することが求められる。

○ 建築計画における確認事項

5. 街並みやスカイラインの保全に配慮した建築物の立面計画か

【解説】

建築物の基本形状

良い影響を与えている施設は、規模の与える影響を考慮した構成（形態、配置、高さ、造等）を行っていて、周辺地区へ空間的な広がりやまちなみ形成に寄与している。

一方、工夫を要する施設の場合は、建築デザインや施設機能の一義的な充足に重きが置かれ、周辺地区のまちなみ形成や環境整備的な視点に欠けている。周辺地区に建築物のボリュームがどのような影響を与えるかを考えた設計が必要である。

公共建築物は、基本的には目新しい話題性を追うのではなく、控えめでシンプル、機能的で飽きのこないデザインとする。具体的には、次のような配慮が考えられる。

- ・ 歴史的資源の再発見や再評価、土地の記憶の読み解き、改築前の建物との関係（位置、高さ、良いところなど）などを建築デザインの手がかりとする。
- ・ 大規模施設や団地など複数の建築物を整備する場合には、一方向だけでなく、四方から見てバランスの取れたデザインとなるよう、分節化したり、配置や高さを変えるなどして周囲から壁のように見えないように検討する。
- ・ 周囲の街並みとの連続性やスカイラインとの調和に配慮した規模とする。
- ・ 学校などは、山並みへの眺望など、きめ細かに敷地条件を捉え、場所性を活かすことで、歳月とともに愛着が増し、記憶をつくるデザインとする。
- ・ 施設の顔づくりに配慮する。学校などは、教育理念などを表現することも考えられる。



沖縄の伝統的な建築様式を踏まえつつ、
モダンでシンプルなイメージを形成
沖縄 IT 津梁パークアジア IT 研修センター（うるま市）

出典：* 3

建築物の高さ

工夫を要する施設は、市街地周辺部の集落、田園的風景地に建つ高層施設が多く、周辺地区の低層施設のまちなみと際立った違いをみせていて、まちなみの調和を乱している例が多い。中層施設の場合は、地域によっては周辺の乱雑な屋根並みの中にあつて、埋没したり助長したりする例もある。

一方、良い影響を与える施設は、印象的な形態や屋根の工夫によって建築物の高さの影響を緩和する配慮をしている。具体的には、次のような配慮が考えられる。

- ・ 外部の視点場から見た際に、スカイラインや海岸線などが保全できるような高さとなるよう配慮する。
- ・ 敷地の地形形状に配慮した施設高を検討する。具体的には、敷地が周辺より高い場合、突き出し感を抑えるため、あまり建物を高くしないことなどが考えられる。
- ・ 地域のランドマークとなる建築物では、高さの組合せなどにより周囲に威圧感を与えないよう配慮する。



豊見城団地県改良住宅（豊見城市）

出典：* 3

輪郭

評価の高い施設は、地形とのバランスや後背地の山並み、海岸線への視線の確保に対して、施設の形態、敷地利用、植栽等の工夫がみられる。市街地にあつては、隣接周辺地区のまちなみに、空間構成、施設の形態、植栽等が良い影響を与えている。

評価の低い施設は、山並みや海への視線等に対する配慮が足りず、施設のあり方に工夫が必要となっている。

特に、建築物の高さが水平性線と並ぶのは景観上よくなく、建物高さが水平線よりも下側で抑えられない場合は、水平線を超えた位置で設定し、海への抜けを確保することを検討する。

6. アメニティ形成に配慮した外構計画か

【解説】

建築物と緑

評価の高い施設は、施設周辺へ緑地、緑陰を効果的に提供していて、敷地利用、空間的広がり、敷地際の開放等、アメニティ形成に良い影響を与えている。

評価の低い施設では、緑量の不足に加え、周辺地域の硬くて乱雑な景観形成に拍車をかけている。

緑は、建築物にやわらかい印象を与え、周辺環境との調和の点でも有効な手法となることから、全体の景観と外構のプランニングの2つの視点で検討することが必要である。



名護市役所
出典：* 1 9

3) 建築構想・計画全般における確認事項

○ 建築構想・計画全般における景観的ポイント

建築構想・計画段階の景観デザインは、街並みの骨格形成に大きな影響力を持つ。また、建築構想・計画段階の景観デザインの検討成果は、公共建築の景観の骨格を規定し、以降の段階に大きな影響を持つため、以降の段階で手戻りのないよう、慎重に検討する必要がある。

○ 構想・計画全般における確認事項

7. 構想・計画方針と景観デザインの目標像との整合性は図られているか

【解説】

構想・計画の方針が景観デザインの目標像と十分に整合がとれている必要がある。

8. 建築物と接続道路などとの一体整備や連携の進め方について検討したか

【解説】

公共建築と接続道路などとの連続性の確保など、構想・計画段階では、建物だけではなく、このエリアをどうつくるかを、関係者（事業課、建築担当、土木担当、地元市町村など）で調整しながら進めることが重要である。

また、公共建築事業で対応可能かどうかは別として、敷地外の課題についても整理し、関係者と共有しておく必要がある。

9. 基本設計に向けた景観デザイン検討結果のとりまとめ資料は作成したか

【解説】

具体的には、次のような資料が考えられる。

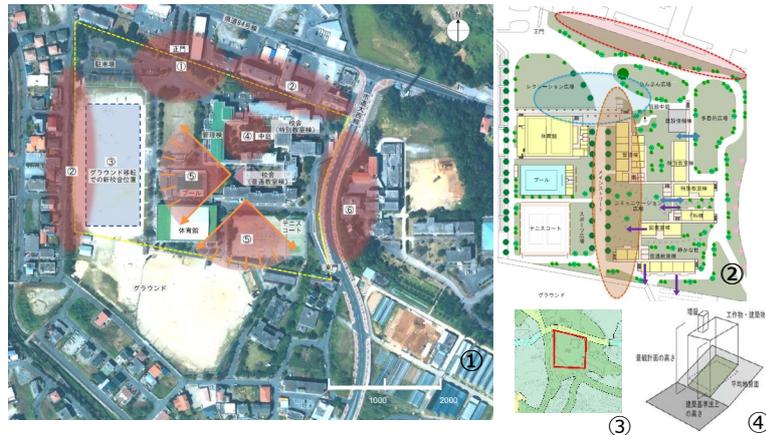
- ①敷地及び敷地周辺の特性のまとめを示したゾーニング図
- ②対象施設の位置付け、目標像を示した概念図
- ③配置や基本形状の検討に作成した比較表、検討図
- ④上記検討のために作成したCG、模型など

参考：計画段階の資料取りまとめ

配置計画案を中心に横断計画案や建物高さ、建築デザインの基本的な考え方、及び機能計画上のコントロールポイントを取りまとめる。なお、景観委員会等で効果的な確認ができるよう、決定事項だけでなく、用地や関連事業等と調整中の内容などの未決定事項も記載すること。また、委員会や有識者の助言内容とその対応策についても記載すること。

地形図や平面図、断面図などを組み合わせてわかりやすく表現することが望ましい。

また、図面資料には、方位、スケールを必ず記載すること。



構想・計画段階の景観デザイン取りまとめイメージ

出典：①②＊3、③＊20、④＊15